

18歳で成年に 事前に知って備えよう!

民法改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

18歳からできるようになることや、できないことなど、注意する点を紹介します。

18歳からできるようになること

- ・親の同意なしの契約
携帯電話を契約する、クレジットカードを作る、ローンを組む、アパートの部屋を借りる など
- ・国家資格の取得
公認会計士、司法書士、医師免許、薬剤師免許 など
- ・10年パスポートの取得
- ・性別変更請求
- ・親の同意なしでの結婚 など



女性の婚姻開始年齢の引き上げ

女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられます。

問い合わせ 市民課 ☎ 216・1220



ホームページ

20歳まではできないこと

- ・飲酒、喫煙
- ・競馬、競輪、競艇などの公営ギャンブル
- ・養子を迎える
- ・大型・中型自動車免許の取得 など



次の成人式はどうなるの?

ここが気になる!

今年度まで「新成人のつどい」の名称で開催していましたが、来年度からは「はたちの集い」の名称で開催します。

対象 平成14年4月2日～平成15年

4月1日に生まれた人

場所 川商ホール

期日 来年1月8日(日)

問い合わせ 青少年課 ☎ 227・1971 FAX 227・

1923



契約トラブルに注意!

一度結んだ契約は、簡単に取り消せません。契約内容をしつかり確認し、本当に必要かよく考えてから契約するようにしましょう。迷うときは信頼できる人に相談し、トラブルを防ぎましょう。

困ったときは
迷わず相談を!



市消費生活センター
永野 専門員

若者に多いトラブル

お試しのつもりが定期購入に

「お試し価格初回500円」などの広告を見て、1回だけのつもりで購入したら、定期購入が条件となっていた。

インターネットなどで取引される情報商材

SNSなどの「簡単に儲かる」という広告を信じて契約したが、全く儲からなかった。

マルチ商法

知人や友人を販売組織に新たに加わせれば収入を得られると勧誘するもの。大切な人間関係が壊れたり、売れ残りの商品や借金だけが残りたりすることもある。



クーリング・オフ制度を知ろう

一定期間内であれば無条件で契約をやめられます

電話勧誘販売のような不意を突く勧誘による契約、マルチ商法での契約などが対象です。



継続的サービスは中途解約できます

一定の金額・期間を超えるエステや、語学教室などの継続的なサービス契約は、一定の解約料などを支払えば中途解約できます。

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 808・

7500



市ホームページ

令和5年はたちの集い(成人式) 実行委員の募集

応募要領は20面

来年1月8日(日)に川商ホールで開催する「はたちの集い(成人式)」を企画する実行委員を募集します。

対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日に生

まれた人

定員 若干名

申し込み 郵送で3月15日(必着)

までに〒892-0816

山下町6-1 青少年課

☎ 227・1971 FAX 227・

1923へ



市長からの メッセージ

この春 街に

新たなにぎわいが生まれます

風はまだ冷たいですが、日差しに暖かさを感じられる日が多くなりました。街中の公園にも色鮮やかな花が咲き、春の訪れを感じています。

本市では、この春、中心市街地で進めてきた2つの大規模な再開発事業が完了します。

鹿児島駅周辺では、駅前広場が3月26日に完成し、

これまでに整備された駅舎や自由通路などとあわせて、全面的な使用がスタートします。本市の北の玄関口として駅へのアクセスや乗り継ぎがより安全・便利

になり、回遊性の向上も図られます。

天文館には、4月9日に再開発ビル「センターラス天

文館」がオープンします。桜島や錦江湾の眺望も楽しめる複合ビルには、レストランやホテル、商業施設な

どが入り、本市も「天文館図書館」や観光案内所を開設します。

新型コロナウイルスの影響は続いています。鹿児島の街に新しい息吹が生まれています。多くの市民の皆さんでにぎわうとともに、コロナ収束後には国内外の観光客の皆さんも迎え、街の新たな交流拠点となることを期待しています。



鹿児島市長 下鶴隆央